

平成 25 年 3 月

お得意様各位

ニチハ株式会社 営業企画部

【窯業系サイディングの適正処理に関してのご案内】

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、窯業系サイディングは従前から環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長より、産業廃棄物の種類区分において安定型産業廃棄物として取り扱うことはできない旨、各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長宛てに通知がなされておりました(平成 23 年 3 月 30 日環産廃第 110329004 号)。

しかしながら、現状では、安定型産業廃棄物以外の廃棄物として取り扱うよう周知徹底がなされていないとのことで、今般、再度、環境省より日本窯業外装材協会に対して、協会会員が上記取扱を徹底することはもとより、協会会員から関係取引先に指導を徹底するよう要請がなされました。

弊社と致しましては、お得意様各位に、本件通知に従って、安定型産業廃棄物以外の廃棄物として取り扱っていただくようお願い申し上げます。

尚、運用の詳細につきましては、各都道府県・各政令市にご確認いただけますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具